

和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第2条の規定による修学奨励金の貸与、同条例第11条の規定による修学奨励金の返還の猶予又は同条例第12条の規定による修学奨励金の返還期間の延長に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	和歌山県
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-1：学資の貸与及び支給に関する事務（高校・大学等）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第2条の規定による修学奨励金の貸与、同条例第11条の規定による修学奨励金の返還の猶予又は同条例第12条の規定による修学奨励金の返還期間の延長に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	115	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	141	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2教育委員会の項(2) 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第2条の規定による修学奨励金の貸与、同条例第11条の規定による修学奨励金の返還の猶予又は同条例第12条の規定による修学奨励金の返還期間の延長に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第三条	和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第三条</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、（教育の機会均等に寄与するため）に学資の貸与及び支給その他学生（大学及び高等専門学校並びに専修学校の専門課程及び専攻科の学生をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が（学生）に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、（経済的理由により修学が困難な者）に対し、奨学金及び進学助成金（以下「修学奨励金」という。）を貸与することにより、修学の奨励と（教育の機会均等）を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		和歌山県修学奨励金貸与条例、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項1号	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第5条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	修学奨励金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項1号	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項1号	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第5条の2

②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	進学助成金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務
--------	----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項1号リ	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第5条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項2号	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第14条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	返還猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項2号ト	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第14条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に係る情報	市町村民税に係る情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項6号	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第15条

②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	返還期間の延長の申請に係る事実についての審査に関する事務
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項6号ロ	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第15条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に係る情報	市町村民税に係る情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	経済的理由により修学が困難な者であって、和歌山県修学奨励金貸与希望者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2017年05月30日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	